

大垣市木造住宅除却工事補助制度のご案内

昭和56年5月31日以前に着工した木造一戸建て住宅で、耐震性が低いとされたものを解体する費用の一部を市が補助します。

◆補助制度の対象

1. 昭和56年5月31日以前に着工した木造一戸建て住宅（併用住宅含む）
2. 現に居住している住宅の所有者等が行う解体工事であること。
3. 木造住宅耐震診断等の結果、耐震性が低いとされた住宅の解体工事であること。



※このほかにも条件がありますので、解体工事のご契約前に建築指導課までお問合せ下さい。

◆手続き方法は裏面をご覧ください。

◆申請期間：令和7年5月15日（木）～12月26日（金） ※予算に達し次第終了

※お問い合わせ先

大垣市役所都市計画部建築指導課建築指導グループ(市役所5階)
電話(代表)81-4111 (内線)2683・2684 (直通)47-8436

！ 必ず、解体工事のご契約前にご相談ください。！

木造住宅除却工事補助制度の手続き方法

① 申請者が「補助金交付申請書」を建築指導課窓口へ提出します。



② 市が申請書類を審査後、「補助金交付決定通知書」を交付します。



③ 申請者と請負業者が解体工事契約を締結します。

※ご契約は、必ず②の交付決定通知書の交付の後に締結してください。



④ 請負業者が解体工事を行います。

※解体工事は、必ず契約後に着工してください。



⑤ 解体工事の完了後、申請者が「実績報告書」を建築指導課窓口へ提出します。



⑥ 市が報告書類を審査後、「補助金確定通知書」を交付します。



⑦ 申請者が「補助金交付請求書」を建築指導課窓口へ提出します。



⑧ 補助金が申請者に支払われます。

(これで木造住宅除却工事補助は終了です。)

※後日アンケートにご協力いただく場合があります。